

VIS Policy

以下の内容は、設計業務の受託時における当社約款です。

1 作成内容について

- (1) ヴィスは、受託する内装設計および関連する附帯設計のため、見積書に記載する基本設計図書その他必要図面を作成します。
- (2) 作成着手後にお客様のご希望により作成内容の変更を行った場合、追加費用をご請求することがあります。

2 納品について

- (1) お客様による検収またはお客様への提出後7日間の経過をもって「納品」完了とします。
- (2) 検収の際、作成物に契約内容不適合が発見された場合、お客様とともにチェック項目を確認のうえ、迅速に契約内容不適合の修補を行います。

3 キャンセルについて

契約成立後（注文請書発送後）のお客様によるキャンセルについては、作業の進捗状況に応じた違約金（注文代金の50%～100%の間でヴィスが算定する金額）が発生します。

4 支払条件について

支払条件は、注文書に記載のとおりです。

5 著作権等について

作成物の著作権はヴィスに帰属しますが、作成物を利用して本件の対象物件（内装等）を完成させること及び完成後の維持・修繕のために必要な範囲で作成物を利用することは問題ありません。

6 反社会的勢力の排除について

- (1) ヴィスおよびお客様の双方が次の各号に定める事項について、相手方に表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを保証します。
 - ・自ら（その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ。）が暴力団構成員、準構成員、共生者、総会屋等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）のいずれでもなく、また、自らが反社会的勢力等の経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
 - ・自ら反社会的勢力等を利用していないこと、および利用しないこと。
 - ・自らが反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
 - ・自らが反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ・自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対して、詐術、暴力行為もしくは脅迫的言辞を用いる行為、偽計もしくは威力を用いて業務を妨害する行為、または信用を毀損する行為等を行わないこと。
- (2) お客様の代表者・役員もしくは実質的に経営を支配している方が、反社会的勢力等に該当することが判明した場合、または反社会的勢力等との取引もしくは交際があることが判明した場合、契約を無催告解除させていただくことがあります。
- (3) 前項の判断のために調査が必要な場合、ご協力いただくことがありますが、これを拒否された場合も前項と同様とします。
- (4) 前2項による解除により、お客様に生じた損害については、ヴィスは賠償責任を負いません。

7 契約内容の変更

お客様とヴィスの合意があれば、契約内容を変更できるものとします。

8 紛争の解決

- (1) お客様またはヴィスの債務不履行により、相手方に損害が発生させた場合、民法等の関連法令に従って解決をします。
- (2) 本契約について何らかの紛争が発生した場合、法的手続の前に、協議によって解決をすることに努めます。

9 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、日本法にしたがって解釈されます。ただし、法の抵触のルールは適用されません。

【お客様の情報について】

お客様からご提供いただきました以下の情報(※)は、統計データの作成等、ヴィスおよび子会社（株式会社ワークデザインテクノロジーズ）における研究開発のため、同社と共有させていただくことがございます。また、企業・個人が特定されないことを前提に、当該統計データを第三者へ提供することがございます。（※）坪数、会議室数、出社率、社員数、業種、最寄駅、改装・移転目的、インフラ設計、その他これらに準じる情報